

一般社団法人 日本肝移植学会

定 款

# 一般社団法人日本肝移植学会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 日本肝移植学会 と称し、英文では、Japanese Liver Transplantation Society と表示し、略称を JLTS とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を 大阪府吹田市山田丘2番2号 大阪大学大学院医学系研究科消化器外科 に置く。

2 当法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、肝移植に関する諸問題を研究し、その進歩・普及を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 1年に1回以上の学術集会の開催
- (2) 前記に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法で行う。

(機関の設置)

第6条 当法人には、次の機関を置く。

- (1) 評議員会
  - (2) 理事会
  - (3) 監事
- 2 前項の評議員会をもって当法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）上の社員総会とする。

## 第2章 会員及び評議員

(会員)

第7条 当法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 施設会員 この法人の目的及び事業に賛同し、本定款を承認して入会した大学の診療科・研究機関または診療機関ならびにこれに準ずる施設（代表者の定めのあるもの）
- (2) 個人会員 この法人の目的及び事業に賛同し、本定款を承認して入会した個人

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、書面により、理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は、前項の申込みがあったときは、評議員会において審議の上、入会を認めるか否かを決する。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を示して本人にその旨を通知しなければならない。

(評議員)

第9条 当法人に評議員60名以上70名以内を置く。評議員は、次項の手続きにより選任された者及び設立時社員をもってあてるものとする。

- 2 評議員は、施設会員の代表者のうちから、評議員会の議決を経て、選任することができる。但し、基礎系並びにその他領域の医療・研究に従事する個人会員のうちから、評議員会の議決を経て、評議員を選任することができる。
- 3 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 4 評議員は再任されることを妨げない。但し、満65歳に達した者は、その後に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結をもってその資格を失う。

(社員たる資格の得喪)

第10条 前条において定める評議員をもって当法人の一般法人法上の社員とする。

(会費)

第11条 会員(施設会員の場合はその代表者)は、細則において別に定めるところにより会費を納めなければならない。

(退会)

第12条 会員は、いつでも退会の申出をすることができる。但し、評議員が退会する場合には1ヶ月前までに当法人に対して、退会の予告をしなければならない。

- 2 前項の場合のほか、会員は、次に掲げる事由により会員資格を喪失し退会する。

- (1) 法人又は団体の解散
- (2) 死亡又は失踪宣告
- (3) 除名
- (4) 2年以上の会費滞納

- 3 退会する場合、既納付の会費は返却しない。

(除名)

第13条 当法人の会員が、当法人の目的若しくは利益に反するような行為をしたとき、又は、会員としての義務に違反したときは、評議員会の決議により除名することができる。この場合の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の議決によるものとする。この場合、その会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第 14 条 当法人は、会員及び評議員の住所及び氏名並びに名称及び主たる事務所を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

### 第 3 章 評議員会

(評議員会)

第 15 条 評議員は評議員会を構成し、評議員会をもって当法人の一般法人法上の社員総会とする。

2 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とし、定時評議員会は、事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時評議員会は以下の場合に招集する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 評議員の議決権の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(評議員会の権限)

第 16 条 評議員会は、法令に定めるもののほか、以下の事項について決議し、又は報告を受ける。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 活動報告及び収支決算
- (4) 役員の選任又は解任及び職務
- (5) 会員の入会の承認
- (6) 幹事の選出
- (7) その他運営に関する重要事項

(招集)

第 17 条 評議員会は、理事長がこれを招集するものとする。

2 理事長は、第 15 条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 1 ヶ月以内に臨時評議員会を招集しなければならない。

(招集通知)

第 18 条 評議員会を招集するには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、会日より 2 週間前に各評議員に対して、その通知を発することを要する。

(決議の方法)

第 19 条 評議員会の決議は、法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員議決権の 3 分の 2 以上の評議員が出席し、出席評議員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第 20 条 評議員会において、評議員は各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、予め理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(書面による議決権行使)

第 22 条 評議員会に出席しない評議員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は、他の評議員を代理人として議決権行使を委任することができる。

2 前項の規定により書面をもって議決権を行使した評議員は、第 21 条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録によって議事録を作成しなければならない。

## 第 4 章 役員

(役員の種類)

第 24 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事長 (代表理事) 1 名

(2) 理事 15 名程度

(3) 監事 2 名

2 当法人の理事は、評議員のうちから評議員会の決議によって選任する。

3 理事は、その選任の方法により、選挙によって選任される理事 (選挙理事) と、選挙によらないで選出される理事 (非選挙理事) とに区別する。

4 理事長は、非選挙理事候補者若干名を推薦することができる。

5 非選挙理事候補者は、理事会、評議員会の議決を経たうえで、理事とする。

6 当法人の監事は、評議員会の決議によって選任する。

7 前項の決議における各専門科別の理事定数は、外科系 7 名、内科系 2 名、小児科系 1 名、基礎系 1 名、その他の領域 1 名前後とする。但し、会員数の推移により適宜、評議員会で適正人数を決定することができる。

8 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事及び監事は、再任を妨げない。但し、理事は通算 4 期を超えることができないものとし、監事は通算 2 期を越えることができないものとする。

(理事長)

第 26 条 理事会の決議により、理事のうちから理事長 1 名を定める。

- 2 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。
- 3 理事長は、当法人の目的に積極的に関与できる個人会員の中から評議員会の議を経て、幹事を委嘱することができる。

(監事)

第 27 条 監事は、一般法人法第 99 条の職務を行う。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(解任)

第 28 条 理事又は監事が次の各号の 1 に該当する場合には、評議員会において総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 4 分の 3 以上の賛成により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により理事若しくは監事を解任しようとする場合は、決議の前に当該理事らに弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

(名誉会長・名誉理事長・名誉会員・特別会員)

第 30 条 名誉会長は、会長をつとめた者を推挙する。

- 2 名誉理事長は、理事長をつとめた者を推挙する。
- 3 名誉会員は、当番評議員または理事をつとめた者の中から推挙する。
- 4 特別会員は本会にとくに貢献のあった者の中から推挙する。

(会長)

第 31 条 学術集会開催のため、会長をおく。

- 2 会長は評議員会の議によって定め る。
- 3 任期は 1 年とする。
- 4 理事会に陪席できる。

## 第5章 理事会

(理事会の構成及び権限)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 規則の制定、改正及び廃止
- (2) 評議員会の招集及び開催場所の決定
- (3) 理事長の選定
- (4) 活動計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 委員の委嘱
- (8) 前各号のほか理事長が必要と認めて付議した事項

(理事会の種類)

第33条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とし、定例理事会は、毎事業年度につき1回以上これを開催し、臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、予め定めた順序に従い、他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、予め定めた順序に従い、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 各種委員会

(各種委員会)

第38条 本会の事業の発展のため、評議員会の議を経て各種の委員会をおくことができる。

## 第7章 会計

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(計算書類)

第40条 理事長は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受け定時評議員会に提出し、(3)の書類についてはその内容を報告し、(1)、(2)及び(4)の各書類については承認を求めなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 事業報告書
- (4) 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

(剰余金の処分制限)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の4分の3以上の賛成により決議し、これを変更することができる。

(解散)

第44条 当法人の解散は、理事会の議を経て、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の4分の3以上の賛成による評議員会の決議によらなければならない。

## 第9章 雑 則

(事務局)

第45条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(細則)

第46条 本定款の執行について必要な細則等は、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第47条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

上本 伸二

國土 典宏

梅下 浩司

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年4月30日までとする。

(法令の準拠)

第49条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

(設立時の役員)

第 50 条 当法人の最初の理事長、常任世話人（理事）及び監事は、次のとおりとする。

理事長（代表理事）	上 本 伸 二
常任世話人（理事）	猪 股 裕紀洋
常任世話人（理事）	梅 下 浩 司
常任世話人（理事）	笠 原 群 生
常任世話人（理事）	川 崎 誠 治
常任世話人（理事）	國 土 典 宏
常任世話人（理事）	小 林 英 司
常任世話人（理事）	向 坂 彰太郎
常任世話人（理事）	島 田 光 生
常任世話人（理事）	田 中 榮 司
常任世話人（理事）	古 川 博 之
監 事	清 澤 研 道
監 事	幕 内 雅 敏

以上、一般社団法人日本肝移植研究会の設立のため、設立時社員上本伸二、同国土典宏及び同梅下浩司の定款作成代理人である司法書士木村誠は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 29 年 5 月 1 日

社 員	上本 伸二
社 員	国土 典宏
社 員	梅下 浩司

上記代理人 東京都千代田区神田多町二丁目 7 番地  
司法書士 木 村 誠

この定款は、2020年12月25日に改定する。